

2011年11月28日

平成24年度税制改正における重点要望等について（一部抜粋）

民主党税制調査会

1. はじめに

租税特別措置・税負担軽減措置等は、税負担の公平の原則から見れば例外的措置であるが、特定の政策目的の実現のために経済活動を誘導する手段、経済政策の一つの道具として認知されてきた。

一方で、族議員の存在や時代の要請とのずれを指摘されたり、租税歳出であるにもかかわらず効果が不透明な措置が数多くあるとの指摘を受けてきた。

そのような観点から、民主党は政権交代以来、租特等の抜本的な見直しを行ってきたが、その方針は24年度税制改正についても引き続き堅持すべきである。そこで、重点要望等の策定及びその後の政府との協議に当たっての方針を以下の通り定めた。

- 一、 歴史的使命を果たし終え、合理性を欠いた措置は、相応の決意をもって廃止・縮減しなければならない。効果が薄い措置も当然、廃止・縮減する。なお、昨年成立した租特透明化法により、平成24年度より順次データが出てくることで、より厳格な見直しが可能となる。
- 二、 経済政策としての有効性（費用対効果）、特に雇用や経済成長に寄与する措置は、納税者の納得を得つつ、果断に実施する。また、震災復興等にかかる措置も同様とする。
- 三、 補助金などの歳出との役割分担といった相当性についても積極的に検討を行う。

上記方針に基づき、今年度末までに期限が切れる租特等を中心に、適用実績が僅少か否か、政策効果が真に認められるかどうか、補助金などとの役割分担ができていないのか、税制支援措置が適当なのか否か、延長が自己目的化していないか等について点検を行った。また、各部門に政策上必要な租特等の優先順位を示して欲しいと要請した。それら各部門の要望を踏まえ、税制調査会で議論を行った。

その結果、平成24年度改正に関し、政府税制調査会に対し、重点要望事項、検討を求める事項、その他今後とも継続して検討を行うべき事項、税制抜本改革の議論の際に取り扱う事項に層別し、以下の通り取りまとめた。

### ○中小企業支援税制

生産性向上に不可欠な生産設備やIT化への投資の加速等を図る中小企業投資促進税制については、中小企業の実態にも配慮しつつ、延長を図るべきである。

中小企業は我が国経済の基盤かつ雇用の源泉である。中小企業の経済・消費活動の活性化を支援することは、地域経済活性化、我が国経済の成長に繋がる。

### ○社会保険診療報酬の特例等

事業税における社会保険診療報酬にかかる実質的非課税措置については、国民皆保険の中で必要な医療を提供する観点から、存続を求める。

社会保険診療報酬の所得計算の特例等について検討する際には、納税者の納得を得つつ、地域医療を支える小規模な診療所や経営的に厳しい環境におかれている歯科をはじめとする医療機関に配慮することを求める。なお、有効かつ公平に機能しているかの検証を行い、政策目的に沿ったより適切なものとするための検討を行うべきという趣旨の会計検査院の意見表示も参考にすべきである。

### ○トン数税制

トン数標準税制については、日本商船隊の競争力強化に向け、日本籍船を増加させるという計画の進捗状況等を点検しつつ、更なる経済安全保障確保の観点から、海上運送法改正を確実に進め、拡充すべきである。

### ○軽油引取税の課税免除の特例措置

農林漁業用の軽油、船舶・鉄道・建設機械等の動力用軽油にかかる軽油引取税の免税措置については、過去の経緯を十分に踏まえ、延長を行うべきである。

国や地方公共団体の業務に係るものについては、本則通り課税を図るべきとの議論もあるが、24年度改正においては延長を行うべきである。

### ○農林漁業用A重油に対する石油石炭税の特例措置

漁業については、A重油は操業にあたっての必需品であることを踏まえた対応を行うべきである。農業については、日本の豊かな食生活を維持するための必需品であるという観点も含め、総合的に検討しつつ、延長を行うべきである。

### ○山林相続税・贈与税の納税猶予制度

かつて「山持ち」と呼ばれた林業家の現状を踏まえ、日本の林業を守り、もって森林を涵養し国土を保全する観点、森林吸収源対策の観点から、路網整備の徹底といった政策目的実現のチェック体制の整備にも留意しつつ税制上の支援措置を講じるべきである。

### ○地球温暖化対策のための税

エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出抑制のための諸施策を総合的に実施していく観点から、平成23年税制改正法案で提案した通り、地球温暖化対策のための石油石炭税の課税の特例を設けるべきである。ただし、地球温暖化対策のための石油石炭税の課税の